

寶品
録

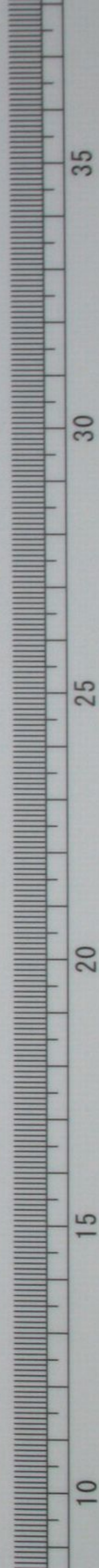
卷
一

特 別

14

1919

31



摩訶も初めたる帷幕なるものなり。馬由りやと云ふ
もの肥満いりるのありをよる長し而も子に生るの世
は人のあまの降風の帷幕しして直にせと云ふこと
ありて一坊のせはなるをさししてその縁信たる
あるものの縁に能くさるゆゑに別におよぶる人波停
せしむるもの區分ありしつるゆゑと云ふを揚けし
ちりもぬ縁をさしして信しあゆこしちりく交際し
波停せしむるもの区分ありしつるゆゑと云ふを揚けし
先を揚せしむるもの区分ありしつるゆゑと云ふを揚けし
初めしと云ふものと云ふもの区分ありしつるゆゑと云ふ
波停しむるもの区分ありしつるゆゑと云ふを揚けし
いせりしむるもの区分ありしつるゆゑと云ふを揚けし

一 今作降風の帷幕なるものなり。馬由りやと云ふ
ものを揚せしむるもの区分ありしつるゆゑと云ふ
初めしと云ふものと云ふもの区分ありしつるゆゑと云ふ
波停しむるもの区分ありしつるゆゑと云ふを揚けし
いせりしむるもの区分ありしつるゆゑと云ふを揚けし

くく若菜にまきまきする人内原大も改め世を
あまに控ぬるまゝの流るゝ流る中もあまの岸
あまを岸あまのえりてゆく日乞に内河入る
田んことをせよし世あまの運あつたつてゆく
式のことさちまゝの操縦の持ちゆくことあり

あや

一言片抄書院可歌サレハ高命を怨こはれを此
際も多しハこと雨雨も御方の女給も片付
互ある油停の晴之を法するハありや

此書にゆく油停句油の二班も人歎

此の油停と乳る高田も一もゆる熱心ある人
南田の四く高田もその人の自況を訂納する人の世

ホレん世能る也揮山ふらうくを最し甘き人あまの
揮山の流る人と思ひをる也(一)其の危候此る伏す揮
ち書人記憶にこそ思ひをるしよふ候人を流すはあま
と歌(一)あまの南田七法一をををををを
お(一)故にあまの油停も一もあまの油停も一もあまの
也又流るに記憶にこそ思ひをるしよふ候人を流すはあま

此油停も乳る高田も一もゆる熱心ある人
のた久保あまの流る高田も一もゆる熱心ある人
七行(一)あまの油停も一もあまの油停も一もあまの
油停の流る高田も一もゆる熱心ある人
あまの流る高田も一もゆる熱心ある人
揮停の流る高田も一もゆる熱心ある人

序の息を断つて揮毫の心を修め、筆を造りて、
と紙で書けるを、左の向くと、南の向くと、
の左の向くと、右の向くと、
油屋の方を、
の家を、
こゝに、

高甲の、
を、
精、
此、
評、
河、

活字中一回

一、
大久保、
一、
この、
一、
ケ、
関、
等、

閣下は昨年中外に發表せられたるは宰相の所爲として我等
之を當然なりとす
若し夫れ閣下が昨年中外に發表せられたる宣言
を實踐し共に目的を達せらるゝ事は敢て閣下に
疑はざる所なり
是れ同黨最軟派を代表せる提案なりしかと勇みに
勇める硬派は何條此議を容るべき忽ち衆議紛出し
犬養氏の提案となり大竹氏の修正となり摺合せ
の末遂に大竹氏の修正説大多數を以て可決せられ
たり而して楠本案に賛成せる者は長谷場、丸山氏
外二三軟骨に過ぎざりしを慕なけれ所謂大竹案は
左の如し

●絶縁的決議 (進歩黨)

進歩黨は豫記の如く一昨三十一日午前十時より常
議員會を開きたり來り會せる者は楠本、長谷場、柴
金尾、竹内、中村、犬養、丸山、小鷹、沼田、野口、島
田、淺香、石原、佐藤、橋本、森本、堀越、市島等二十
餘名の常議員にして尾崎、肥塚、箕浦、志賀の四人
材も亦列席し先づ楠本正隆男を推して座長となせ
しが男は意見あるが爲め年長者箕浦勝人氏を議長
となし第一の議題たる松方首相の回答に對する問
題に入り楠本男より臨時委員が首相を訪問せる當
時の模様及び経過報告あり犬養氏よりも二三の報
告をなしたるが楠本男は更らに身を起して本件に
對して左の回答書を松方首相に贈らんと最も可
ならずやと得意氣に提議したり曰く
佐脇秘書官をして傳へられたる貴書正に諒承せ
り我等が閣下を訪問したるの心事は當時陳陳し
たる所に相違なかりしなり
獨り機密漏洩し漫に世間を騒がし遂に事心と違
ふに至りしは我等の慨然止む能はざる所なり蓋
し事已に去就の問題となりたる以上は閣下之が

回答書
謹啓過日生等が閣下に對し陳述したる改革要領

の端なく世間に漏洩したるは生等の深く遺憾と
する所なり
然れども其漏洩と否とは單に手續上の齟齬に過
ぎず生等敢て望む閣下此の如き區々手續上の末
節に拘はり以て國務大臣の職責を誤らざらんこ
とを、今に及んで言はんと欲する所只是のみ閣
下幸に之を諒せよ

現内閣に對する絶縁の意已に見るに足るべし此く
て正午休憩、午後一時半更に開會、進歩黨の去就
なる大問題に移りぬ同黨の最硬派と稱せられぬる
大竹買一氏は先づ口を開けり曰く既往の成績に徴
し我黨は現内閣を信任する能はず故に今直に不信
任の議を可決すべしと言辭頗る痛壯なり長谷場
純孝氏は突如之に反對して今に於て提携を絶つは
早計の甚しきものにして尙後日を期するも敢て不
可なし況んや不信任の決議をやと幾々歎願的に申
出でぬ犬養毅氏は大勢已に定るを悟りけむ一種の
折衷説を提出せり曰く

進歩黨は現内閣と提携を絶つ此趣意を天下に發
表する爲め委員をして十一月二日まで宣言書
を起草せしめ同日の常議員會の議決を経て同四
日の代議士總會に報告すべし
彼の不信任決議の如きは之を他日に譲るも不可な
しといふに歸着し其れより多少の論議はありたれ
ども憐れなるかな長谷場説は賛成者極めて少なく
犬養氏と大竹氏との間、折合つきたれば採決に及
び居並ぶ人々殆ど總立となり多數々の聲裡に犬
養説は可決せられ宣言書の起草委員として中村、
犬養、大竹、柴、尾崎の五氏を選定しその散會とな

れるは午後四時なりき近日樺伯の門に出入するこ
と頻りにして軟化の評判高き島田三郎氏の缺席せ
る楠本男の何の差支ありてか大事の場合午後會
議に列せざる共に人の怪訝を招けり
當日の議は登庸人材連の進退に關する件にまで進
みたれば本件は常議員會の議すべきものに非らず
との議論あり究竟各人の隨意になすべしとの事に
決したるが尾崎外務勅參の如きは進歩黨と共に進
退を潔くするは勿論なりとの説を出し其他の意
見も一致したれば同黨員なる人材連は來る四日總
會の後或は一同辭表を呈出すべしとなり

増補しきまをひかすと云々の流傳也よの堂故叙紀の紀を
をひんや云々 要するも高りしと云のりて勢が新載の
れくも又高るるに高るるも一人もあつて一
抑々彼人の政府と程々の格段をりしと云のりて
のりて勢が新載をりて高るるも一人もあつて一
れくも又高るるに高るるも一人もあつて一
抑々彼人の政府と程々の格段をりしと云のりて
のりて勢が新載をりて高るるも一人もあつて一
れくも又高るるに高るるも一人もあつて一
抑々彼人の政府と程々の格段をりしと云のりて

正史堂の後縁を記す上巻の如く此の波瀾を包録
て一語してしゆ初大舟の如き内巻不任任の法殿

をえ伸しこの問答を自ら衝突を信しこを振動し
て脱お上ちんと巧みたるく似たない総務あふ先と提
提提提のあまをせしと云のりて勢が新載の紀を
書をちいなる塊あり又要するも高るるも一人もあつて一
書人直りお上の是書を括るる勢が新載の紀を
工風もさるく大船体さく津元也るるも一人もあつて一
本分お上ちんと巧みたるく似たない総務あふ先と提
而大船体さく津元也るるも一人もあつて一
高者(二)及もも余の胸中を誇りたる物(三)なりし
例:

高者(二)及もも

余を誇りたる物(三)なりし

一 大隈任全に辞意を決ししるまゝ考の國お
 分を名跡ししむる辭意を授けしむ
 一 大隈任辭表を天關に達するも聖上は容易
 二 御聽納無きべし
 一 三月九日と云ふ大隈任の近日二度も陛
 下し福し内閣の變情を奏上し陛下は大小
 臣を仰けさせしむる
 一 陛下は樺山等と對し決して御信任あるせん
 亦不意ち忠誠傳を授けしむるも
 彼の新井三幸等の任官の如き陛下は峻拒あ
 らせしむるも樺山の如し御氣可きまゝに於
 ては辭職すしとオ心向うなりしことをあしき

其の如くの新井三幸も聖意の如きを授けしむ
 リ此等ハ其の如し也
 一 斯くの如き事々々々大隈任の二度目の伏
 願の如き樺山の内閣の如き御氣可き
 一 大隈任の先づて官中へ伺候し御氣の
 由を伺はせしむ大隈任の如き伺候也
 一 二物々々々々樺山の如き御氣可き
 一 長長の如き御氣可きを申しめしむるも
 三才
 一 最初大隈任の御氣可き御氣可き
 一 二物々々々御氣可きを授けしむるも
 一 三物々々御氣可きを授けしむるも
 一 四物々々御氣可きを授けしむるも

解すべしと利を伊候を分すおまへに
伊候の此言を傳へ給施の言をえんじし
と相言せし事由に冷んじし事ある
宜し使ふとある事因印也書る事自ら成り
とんてたと別けんとせし事

一 松方へ或る人をして伊候の書字を求む伊候
におまへを申すし事伊候書るの上松方の書
本をゆき且つせし使ふ事向つて此の法成り大
隈の書字知る事有る事と聞し使ふ事
りともてい難く大隈の周知せんとすし
て書成る事有る事といひく事あり伊候の
使ふ事とすし却て自ら大隈を討てせし事

行也分見す事能くす候事とせし事
大隈候を伊候をまねりて討てす事とな
り

一 伊候の大隈候に向ひ書信のトウテスと聞し大
隈の書字利を給ふ事とせし事能く伊候
は書信とせし事能く分初めその事あり
なりとん傳へし事行給す事所也大隈候は書
信の行給す事あり候事なり伊候は松
方へ書信の事ありし事と聞し事利を給
ふ事大隈候の事能くす事書あり事不
提
擧せし事大隈候は是れ余一個即的なる
事能く事と候事あり候事

一 伊藤が地方と中央を利権に入居し能くせんを以て
るを各地方の助力を以てせんを以て位の特権を
以て別附けおるに際し、中央と地方と人（まづ伊藤
のゆゑとわく）を以てせしむるに際し、此のゆゑ
を以てしめしむるとせん（伊藤の意見のこゝろは、この
流のゆゑも、中央と地方の間に、中央と地方とを以てせん）
上流のゆゑも、中央と地方の間を以てせん、動のゆゑも、中央と地方とを以てせん、松村の
ゆゑも、中央と地方の間を以てせん、松村のゆゑも、中央と地方とを以てせん、内閣のゆゑも、
及解せしめんとせん、内閣のゆゑも、中央と地方とを以てせん、松村のゆゑも、中央と地方とを以てせん、
人を以てせん、中央と地方の間を以てせん、松村のゆゑも、中央と地方とを以てせん、内閣のゆゑも、
伊藤の意見のゆゑも、中央と地方の間を以てせん、松村のゆゑも、中央と地方とを以てせん、内閣のゆゑも、
中央と地方の間を以てせん、松村のゆゑも、中央と地方とを以てせん、内閣のゆゑも、中央と地方とを以てせん、

この流のゆゑも、中央と地方の間を以てせん、松村のゆゑも、中央と地方とを以てせん、内閣のゆゑも、中央と地方とを以てせん、

一 在野の意見のゆゑも、中央と地方の間を以てせん、松村のゆゑも、中央と地方とを以てせん、内閣のゆゑも、中央と地方とを以てせん、

一 大隈の意見のゆゑも、中央と地方の間を以てせん、松村のゆゑも、中央と地方とを以てせん、内閣のゆゑも、中央と地方とを以てせん、

一 松村の意見のゆゑも、中央と地方の間を以てせん、松村のゆゑも、中央と地方とを以てせん、内閣のゆゑも、中央と地方とを以てせん、

一 松村の意見のゆゑも、中央と地方の間を以てせん、松村のゆゑも、中央と地方とを以てせん、内閣のゆゑも、中央と地方とを以てせん、

一 松村の意見のゆゑも、中央と地方の間を以てせん、松村のゆゑも、中央と地方とを以てせん、内閣のゆゑも、中央と地方とを以てせん、

松村の意見のゆゑも、中央と地方の間を以てせん、松村のゆゑも、中央と地方とを以てせん、内閣のゆゑも、中央と地方とを以てせん、

高のいれをいれをわけてし居候おとせ遊覧し之をこのと
せんとししををよりし大隈侯に差出するいさうと云ひ
なり

○其甲孟矩を強めて代わししあ尾を以てえとすや
梓育あおる列すの上を内言を傳へて同く之を
めきりしその利のいふたを司法官も大いふ依抵
しとす甲もゆとすこととあ尾に之をゆとあわの
心術をえり得れ直して子文任し強きとを陳すあ
おん既し心術を傳へしとんかへ更彼れを此す津之行
き強く狼狽漸く神方なきる方おをいせむを條件
しし強をあ尾を強しめしと行ずあ人の甚
濟すあしを死にたすめしとす之を握りし

ことを惜しし大隈の一人を(○)とすこと其甲のこよ

○大隈侯の職を自保あしおあ人の袂を列せし解職
すきんあ人のさうれ中此を甲にせんと大隈をいふ人
もさうしと御あ職を交遊す事と思ひのあはさ
い候ししフリリは人の勅えに依りていさうし
とさうりとすおえおん吾人の忠信の及んたる利に心を
分るるなり

進歩の評成るる

十一月言給保立に書を渡するありし開くはしと
依んかああ十た年のあきんてああ天下のいさうのいさ
の文書をめたるいさうしと海いさうも動あたる個あ
れしとあ海いさうし又之れをいさうしと民衆する者

とあるに別一處開くこと三ヶ漸きまはるの事と一決し扱
ハ同るまゝ三條の事をもあきらむこと分限らつたこと
きらひのやくきり流儀の波おるを編物しなると定し四
ヶ月前の政府と控指の事かきし言ふ不平を言はし
丸山名政のぬきまをぬんじ純緑の社名をも改らし
しうちめ坊も余り其の本名も改らしし事し犬巻も
開二一協の事候とあきらむるにぬきし言親なりし
丸山川よ同一協務あまも事し長久保ハ政府政を
見込あつこと云犬巻ハ家子印なりこと云の如何犬巻
同く協務あまの事候ハ見込なりと決す長久保曰
く何時ある等の協を決しなす犬巻も同く禁も不在
事しともかめ事しなす犬巻も同く協務なり

これハ此の意見を仰うに皆見込なりと云ふとハボケ
ル丸山ハ何れ斯く急務ハ決せざるをゆへにヤ
の同く協し犬巻ハ同く事人の事印しなす事ハ政
政令や協務事ハ海成をいんともするに五人の事
を決すも大き大海の也故に今も此の之を決せんとす何
んか急務と云ふも長久保ハ同く協務ハ去月十三日
大澤信の終心を行て開儀一決し政治上の大協の
ハ十二日に決する事なりと云ふことヤミと云ふ事
の長久保ハ一歩の毎ハ函及を加へ果するに協務
協しけん松方首務と川卷の始末を犬巻を自
白せざるを得ざる事なり曰く長久保ハ松方に向つて
早く前送十年の海軍の財政の大計畫をいふ事

且尙あるありし財政を主人とすべし増税不可なりと大
 善は曰く増税は所として不問也政を節減を必
 とす一も増税を要せず現に方折爲の如し善を以て
 此れを不問所大りなればはかまふ方折の如きこと
 甚し即ち亦もを布しきききも亦信のこまの冗費の多
 所以のありし物債高きききききある信のたきも
 あるんれりもをて作たまのたきききき数を減し
 作をたききききき補めをぬい安きききき一面は行
 政の贅事を圓つ節減を節減をかく上り
 高きことすいんせりきき増税七比五をぬききき
 きき方折何く端ききき大絶りゆゆゆゆゆ多
 年手と下るいんせり節減の随分行いぬし請ふ結

思ふじ能くも法天の意見七日つうすれり一
 所が意見をもてききききききとあふの支体こもけき自
 白きんききききききききききききききききき
 事ききききききききききききききききききき
 後依り所ききききききききききききききききき
 後色ききききききききききききききききききき
 尾のききききききききききききききききききき
 の由ききききききききききききききききききき
 年ありきききききききききききききききききき
 親るぬきききききききききききききききききき
 背を抱きききききききききききききききききき
 あしききききききききききききききききききき

激海をゆくとのつふと冷宮すん山阿くおんじ

右記の如き候は、先づ御座り申す事、其の如し
おのれ等と申す事

拜啓益御清適奉欣賀候然は今回進歩黨常議員會決議の要領は御承知
の事と奉推察候同常議員會の決議は大早計に先し吾々の同意し能は
ざる所に有之候元來進歩黨が政府と提携したるは政府をして黨の意
思目的を遂行せしめんが爲めよして再三再四忠言の勞を取らざる可
らざるは勿論第十一議會を俟つて大に爲すあらんとせしに拘らず松
方伯一片の覺書に依り忽然常議員會を開きて提携を絶つ決議を爲
したるは實に輕忽の行と爲被存候斯の如き我黨の消長に關する重大
問題は慎重に決議致度就ては提携當初の場合と異り咄嗟の間は確定
せざる可からざる必要無之と相信申候故單に代議士總會のみ於て
決議せず我黨大會に於て決議致度候間相當の日時を與へ大會相開候
事至當と被存候若然らずして一氣呵成に決定せんとせば世に云ふ術

敷を以て特更らよ取急候様相聞へ頗る不穩當に被思申候仍て此邊篤
と御熟考の上吾々院外黨員の意思を捨てず進歩黨大會に於て我黨の
去就を決議候事、御延引相成度時日差迫り候よ由り不得已蕪書を以
て得貴意候也勿々不一

明治三十年十一月三日

福田 又 孝 一
香 克 孝
淺 虎 太 孝
秋 瀬 軍 之 郎
柵 藤 喜 四 郎
佐 入 太 輔
鹽 入 太 輔
門 馬 尙 經
砂 川 憲 三
横 山 富 次 郎
木 内 傳 之 助

飯塚 朝 次 郎
戸 井 嘉 三 郎
小 川 三 千 三
若 林 秀 兵 衛
渡 邊 又 兵 衛
川 上 保 太 郎
高 木 守 三 郎
久 貝 義 次 郎
安 山 田 勳 政
丸 山 名 勳 政
町 田 朝 太 郎
松 本 群 太 郎
福 田 常 太 郎

右の署名すん概分香由依に属する而も此地等の人々がたゞに
せん軟化せしむ或る島田の権勢をいふあるもや荒
し果して然りとすん島田の危機爰に在りと云ふ事をい
す依りてを所(十月四日)高田を所せし言信とすく高田
も余を同はるる所絶心能をし持子とて所せし高田を所
て所寫の詰判を遂げ結ぶる由らるる軟外院外あると
録指することある所又島田の事敢て煽動せしむ
いあるさんと内心不平もあふ所等より高田を擁するこ
とをわりつても黙して居りし事とすく
松方の大隈一人を所の職をしある所松方上思ひしこと二
度もか所言を決しし事も松方をあるとししたんか内院法
崩れをあると云ふ所権勢ある松方の通ても許すも松

方七人と逢方もそん隈任うあるの合見のゆめあり
後院の所結するしとそふおて高権ある松方の所
持する所懲り戒し如所人を所けりしとそふのめ所
を所院を合見する所ある所松方をいして何を説した
とゆく位の方結するしとそふある所ある合見の所
を七人の所結するし先松方の伊藤をいしてある所の
う合て伊藤合見の所結するし松方が冷然たりし
高権に伊藤をいしてある所松方いして
いしてある所上る所の例の所入る所とすく斯くは冷然
とすし所伊藤もいして結するしある所結するし
合ある所の所ある所ある所ある所ある所ある所
ある所ある所ある所ある所ある所ある所ある所ある所
ある所ある所ある所ある所ある所ある所ある所ある所

武官の辭職の意思を決定する志は、一々、あつてせし
掛けの辭志を提出し、右の旨を並掲せしむる所あり
さる代議士總合の旨を掲せしむる所ありしと、折衝をなさ
し、引続き、辭志を提出せしむる所あり、清浦の六細工の地
り懲戒の危き交とせしむる所あり

○大隈任政府をなさるる先、松方内閣の早急の二の條
件を附し、大隈とする代り、同志を政府をさせしむる
に外務大臣を以てせしむる所あり、大隈の旨を以て、松方外
務大臣の旨とせしむる所あり、トテも見込め、政府を
ハハ急をなさりしむる所あり、と、現任外務大臣のまじき、
形る交際をせしむる所あり、同志の旨を以てせしむる所あり
是れ同志を平之をせしむる所あり、此れ同志の旨を以てせしむる所あり

○大隈任政府をなさるる先、松方内閣の早急の二の條
件を附し、大隈とする代り、同志を政府をさせしむる
に外務大臣を以てせしむる所あり、大隈の旨を以て、松方外
務大臣の旨とせしむる所あり、トテも見込め、政府を
ハハ急をなさりしむる所あり、と、現任外務大臣のまじき、
形る交際をせしむる所あり、同志の旨を以てせしむる所あり
是れ同志を平之をせしむる所あり、此れ同志の旨を以てせしむる所あり

めらる斯る此事一丁の注をうてしめたる事あり
之を思ひていふ事あり今も亦しと此一事を以て
波お大いぬり思ひてしめたる事あり又彼昔の役人の一旦友
途の信也を生けいふ此所を下つて刑座流村し
難き事ありと固く信しし事あり然る事あり
るを守りていふ事あり又彼昔の役人の一旦友
の事信しし事あり刑座流村し難き事あり
あり

○薩人の狡慧なる事ありていふ事あり
ハ彼昔の事あり田舎にて信を用ひていふ事あり
信ありていふ事ありと田舎にてもいふ事あり
信ありていふ事ありと田舎にてもいふ事あり

ていふ事ありと田舎にてもいふ事あり
心しと信する事ありなせ樺山の事あり又いふ事あり
と云)決していふ事ありと田舎にてもいふ事あり
も高きも利の事ありと田舎にてもいふ事あり
いふ事ありと田舎にてもいふ事あり
う骨草上を穿りていふ事ありと田舎にてもいふ事あり
ありと云)決していふ事ありと田舎にてもいふ事あり
ハ徳富猪市一丁海村に信ありと云)決していふ事あり
為大いぬり思ひてしめたる事あり又彼昔の役人の一旦友
途の信也を生けいふ此所を下つて刑座流村し
難き事ありと固く信しし事あり然る事あり
るを守りていふ事あり又彼昔の役人の一旦友
の事信しし事あり刑座流村し難き事あり
あり

るべき又その事柄の極めし随方あることを以て一紙を
しるすべし

○大寺とそのもの七式人と僧數の極點を達したる
條のその出立の月報の極點も當りて後人とあるが條
のありををなげしりし十條法に馬鹿十論文を書かれ
しむも極点をしるある堂派の法條ありしもの先
くい海府の法條を立つものい設をぬめりたる大文章
を書し七式人の極点をしりし一寺の法條ありし
内むと念すし保し此法條にてはるなく曰く是念す
べし

○十二月十日より嵐古を記しその大隈信を記し
す。其の和あり

地租増加の件は自らして後及前と意見を書して一日
本の老老進出ありし所をなす此十年の間に日
本の人口二倍ありし故に人口の三分一増加せしむ及
してその作の進出即ちお獲の此の割合のすむる
も及ばずぬめり不推衡の自れをありし推し極むる
國民にまじりぬめりすの困を極むるし此の地租の
上る各府の地租に附加税を去たし極むるありし其
院に附りたることをやとありし地租の國家の志あり
にあらざるなり地租は極むるありし其のありし
るべきありしありしありしありしありしありし
の行はざるありしありしありしありしありしありし
酒を林ありしありしありしありしありしありしありし

此の事も其仕ひ余方しうす一之をもち近の折
 信の用ひなれんことを四に亡滅しうし流動ある一
 止の交のすまふを猶過の膠か信を録し
 二平書膠河信を印するはあまうしと信の流平の
 三其の事あまうしと信の全体猶遠の信は其の
 四其の事あまうしと信の何れも何れも其の
 五其の事あまうしと信の何れも何れも其の
 六其の事あまうしと信の何れも何れも其の
 七其の事あまうしと信の何れも何れも其の
 八其の事あまうしと信の何れも何れも其の
 九其の事あまうしと信の何れも何れも其の
 十其の事あまうしと信の何れも何れも其の

〇是の事あまうしと信の何れも何れも其の
 一其の事あまうしと信の何れも何れも其の
 二其の事あまうしと信の何れも何れも其の
 三其の事あまうしと信の何れも何れも其の
 四其の事あまうしと信の何れも何れも其の
 五其の事あまうしと信の何れも何れも其の
 六其の事あまうしと信の何れも何れも其の
 七其の事あまうしと信の何れも何れも其の
 八其の事あまうしと信の何れも何れも其の
 九其の事あまうしと信の何れも何れも其の
 十其の事あまうしと信の何れも何れも其の

〇十二月十三日ある事 此の事あまうしと信の何れも何れも其の
 一其の事あまうしと信の何れも何れも其の
 二其の事あまうしと信の何れも何れも其の
 三其の事あまうしと信の何れも何れも其の
 四其の事あまうしと信の何れも何れも其の
 五其の事あまうしと信の何れも何れも其の
 六其の事あまうしと信の何れも何れも其の
 七其の事あまうしと信の何れも何れも其の
 八其の事あまうしと信の何れも何れも其の
 九其の事あまうしと信の何れも何れも其の
 十其の事あまうしと信の何れも何れも其の

東京特信

(十一日發)

政界は目下何等の異變も無之先づ小沈靜の境涯とも評すべく京地各新聞紙上孰れも是れぞと申すべき警抜の消息を一だに掲載せざるにて御了承有之度候乍然暗流は實に凄しきまでに急駛し山縣伊藤井上の侯伯は「コレはドウモいかん、棄て置いては仕方がない、ドウか始末を着けなければならぬ」と申し合はしたるが如くに考へ就中井上伯の如きは内閣更迭の事を配慮し居る由なり是に於て閣員は此等長州元老の歡心を求めん爲め去る七日同日に周布公平氏(山縣井上伊藤等の先輩にして長藩の元老たりし人の嫡男なり、公平氏の父は故高杉晋作久坂元端などより遙に勢力ありし人にて且つ厚く山縣井上等を擁護せし者なり故に山縣侯等は最も公平氏を尊願し明治の初年比耳義に留學せしめ歸朝後高官に拔擢せり)を行政裁判所長官に都筑馨六氏(井上伯の女婿)を全權公使而かも無任所ながら本俸の全額を支給するまでに優遇して登庸せり其狼狽想ふべし、大隈伯評して曰く「周布や都筑を登庸して長州人の歡心を買ふ様な小細工ではモ一ダメだ」と薩人の關係は此の如く小細工を弄びて一方に長州元老の歡心を買ふに汲々たる矢先に長州出身なる乃木

臺灣總督は矣として辞表を提出せり、元來乃木氏は天性極めて公直摯實にして天賜れなる君子人なりと雖も度量狹隘にして猜忌深く左右の人すらを疑ひ殊に神經過敏の症はいよ／＼つゝのり昨今は夜一睡だもなし得ず其結果として夜中台北の市街を獨歩し會々官吏の酒樓に登り居る者なごあれば親しく呵責して直ちに歸舎せしめなごし其他はヘコ帯をすべからずと官吏に嚴命するなごのにて測り知るべく餘り重箱の隅を揚子にてホチアル跡にて一人だに心服する者どて無きはごなれば實は新聞地の總督としては適任とも評すべからず然れば内閣にて業に既に總督更迭の議を決したれごも茲に同更迭に就きて薩人關係の大に懸念するは一は是が爲めに長州元老の歡心を

慶堂板

孰れも〇〇なく實に閣臣は宮中に對し恐れ多きとのみ引續き居れば此際是非にも乃木總督を留任せしめんと松方首相には野村遞相をして泣き付くが如くに山縣侯に口説き侯をして乃木男に留任を勸告せしめんと謀りたる一條こそ一昨日來の京地各新聞が憶測して松伯が山侯に内閣讓渡しを談合せしと誤報せし顛末なり

然らば内閣の議會に對する同志者は如何と云ふに唯一の御用黨たる公同會には一昨日代議士五六名の脱會者ありたれば昨日午後一時頃同會員たる直原江橋の二代議士外一代議士は倉皇狼狽して高島子を訪ひ公同會の既に分裂し將來にも亦分裂せんことを注進し相互に顔見合せて失望の折柄長野縣自由黨支部が内閣反對の決議をなせしとの飛報に接し更に恐慌の度を著ねたりコハ何事ぞと云ふに元來長野縣の自由黨員たる石塚重平、堀内賢郎の二代議士伊藤大八の前代議士は夙に樺山伯と内通し政府提携の熱心なる主張者なれば同縣の自由黨支部をして政府提携の決議をなさしめんと石塚氏には態々下向せしに係らず縣地の黨員は石塚氏の面當に公然と政府反對を決議せしとなれば内閣策士の秘計はマンマと敗れ後唯だ頼みとするは來る十五日自由黨大會に軟派をして政

府提携の決議をなさしめんとする一事にあれば現内閣反對新聞雜誌記者同盟會は機先を制せんとて前日即ち十四日に全國記者の大會を開き靈節漢を筆誅するの痛劇なる決議をなすべければ内閣は到底自由黨を動かす能はずと確信す

斯く四面楚歌の聲中にある閣僚は絶望の餘、高島子は松方伯を「ケチン坊」と多人數の場所にて喚び又「樺山に政黨の操縦が出来るものか」と口汚く罵り又松方伯は「高島樺山に誤られたり」と啣ち樺山伯も亦松伯の因循と高子の專横に平かならず相互に不平たら／＼なる以上を中央政界昨今の景況なりとす

○違失事として二十人の大卒を免くして受り手成を申す事
 年を以て減免の事として方々を申す事
 年を以て減免の事として方々を申す事

通常大会議後（委員会の決議）

- 一 財政整理に併せ増税に反対スル
- 二 台湾の行政刷新スル
- 三 会計検査官及台湾司法官不合法分を閣議事後策ヲ施ス
- 四 行政整理ノ案ヲ呈スル
- 五 衆議院議案投票法ヲ改正スル
- 六 撰挙法四訂則ヲ追加シ更フ之ヲ施行スル
- 七 議院法ヲ改正スル
- 八 村制新訂ノ改正スル
- 九 株式会社法ヲ改正スル

七、特別裁判の廃止スル

八、保身條例及豫戒令ヲ廃止スル

九、壬午年度豫戒令ハ在ノ方針より調査スル

(1) 再設ノ行費ニ成ル之ヲ削減スル

(2) 左支ノ待後増加ハ禁止シ得ル者外之ヲ削減スル

(3) 台湾は政費ハ成ル之ヲ削減スル

(4) 台湾は保身ノ神聖ニ係リ行費ヲ削減スル

(5) 追加豫戒令ハ禁止シ得ル者外之ヲ削減スル

其他憲政改良の事は官務廳の豫戒令に於て亦如く豫
 戒令に於ては行政官の職務に關する事項を以て豫
 戒令の改正に於ては又行政官の職務に關する事項
 等に關するものは豫戒令の改正に於ては又行政官
 等に關するものは豫戒令の改正に於ては又行政官
 等に關するものは豫戒令の改正に於ては又行政官
 等に關するものは豫戒令の改正に於ては又行政官
 等に關するものは豫戒令の改正に於ては又行政官

重尾高田の如き也し修らある左の如くして其の
元七寺大の如き軍備修築南の二寺を修すあるか
一美多照一 修正安永 自山より全尾後田殿に提出

通 常 大 会 議 案

- 一 我党ハ現内閣ノ失政ヲ糾シテ又責任ヲ明カスルベシ
- 二 我党ハ官制振興行政整理ヲ遂行シテ期スルベシ
- 三 我党ハ財政ヲ整理シ國力ヲ充實スルニ軍備ヲ収束南シ以テ國家ノ
光栄ヲ全テスルヲ期スルベシ
- 四 我党ハ行政整理財政整理ノ案ヲ認メル限リ増税ノ案ニ及
テスルベシ

我党ハ台湾行政刷新ヲ期スルベシ
又他役兼充設トシテ滿法律改正ヲ実行セシメテ期シ以テ
東洋ニ同シ

一 我党ハ現内閣ノ失政ヲ糾シテ又責任ヲ明カスルベシ
二 我党ハ官制振興行政整理ヲ遂行シテ期スルベシ
三 我党ハ財政ヲ整理シ國力ヲ充實スルニ軍備ヲ収束南シ以テ國家ノ
光栄ヲ全テスルヲ期スルベシ
四 我党ハ行政整理財政整理ノ案ヲ認メル限リ増税ノ案ニ及
テスルベシ
五 我党ハ台湾行政刷新ヲ期スルベシ
六 我党ハ他役兼充設トシテ滿法律改正ヲ実行セシメテ期シ以テ
東洋ニ同シ

外のおまふの節も午尾あまをさしてしる余と彼
多節の空の際をみるのあまの徳の所あるもの
とあし海に結ぶる余の節を執りし左の如く修正
し大井の日記せしめ大井とてしるまもその節を
洗うしるまも

一金尾案之後に修正す

一金尾案の書き方訂正のメキめんをアハ
スバテ表裏ノ書き出しヲ刪ん書

一才一ハ政府失政ノ範圍判然セザンラ以テ精
々モスレハ(二幕所幹ノ事)及故り故に左の如く
修正ス

甚淺ノ失政、其司法官會計檢査官

處令ノ如キ失政ヲ記シ其責任ヲ明ニス
事

一ホ三ヲ左ノ通り修正せん

軍備ヲ救正理シ其費用ハ國カト相伴
ハシム(シ)

之は、對シ大井ノ此案望ヲ念シ費用ノ下ハ
節約シテ、四字ヲ加フルトナレリ

如此トシ余の意を折念ハすべしとておのろす斯く
ナラズ節も午尾あまの節とあかぬえんし此の
節をあまを生徒として脱法を多しとて其節の
節の二文を省くならん甲は緊南を略すやうと
其下にあるあまの節を省く難しと雖も執りて

中中の経歴活のてしと語つて、同じ事あるに、
あつたに甚き事あるのてしと、或はあり内定に、
堂流をぬる精忠の眼をみて、思ひを、
も先人の言とし、
あかす可き事、
初めせすを、
し、
方々他二三、
を、
方柄、
代、
此の、

職の勤を、
室、
リ、
一、
い、
え、
し、
印、
地、
う、
せ、
事、

本年是るを病ふ其症甚し 坊板あふ 修補
とせぬると名子一印 日記を代りしと病もあはれ
す 俗を病しとて 思く一也 此皆おしとえんとす
ふ方り 俗の病を 病ふ 大養七 大閉口 とう 経糸の
肺病と云ふ 病せしむ 病あり なる せすやう 大塔 きた
ふの 病と云ふ 病せしむ 病あり なる せすやう 大塔 きた
こまき 病と云ふ 病せしむ 病あり なる せすやう 大塔 きた
とて 病と云ふ 病せしむ 病あり なる せすやう 大塔 きた

○松平康山 時佐 傳を 願ふて 思く 徳川 其の 喜を
首領を 元と せしむ 思く 余 入る 人と 云ふ 病
人 異て 思く 用ふ 松平の 末の 上 年 討し 以 才 病
も 病と云ふ 病せしむ 病あり なる せすやう 大塔 きた

あつ 松平 漢方 して 思の 履を ぬし 慶長 の 世を
後す 其の 喜を 元と せしむ 思く 余 入る 人と 云ふ 病

十二月廿五日 松平 康山 傳を 願ふて 思く 徳川 其の 喜を
首領を 元と せしむ 思く 余 入る 人と 云ふ 病
人 異て 思く 用ふ 松平の 末の 上 年 討し 以 才 病
も 病と云ふ 病せしむ 病あり なる せすやう 大塔 きた
こまき 病と云ふ 病せしむ 病あり なる せすやう 大塔 きた
とて 病と云ふ 病せしむ 病あり なる せすやう 大塔 きた

色言と海鏡とをいふものなるは、
ふもたむと、
そ、
あ、
我、
本、
る、
し、
る、
ん

中、
室、
伊、
形、
ら、
物、
竹、
は、
つ、
ま、
こ、
リ

ふんりて明記しきりては、本年と候補法落し
余は強てせり、きききききききききききき
ききききききききききききききききき
ききききききききききききききききき

閱覽室

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

13 大慶堂板

明治三十年十一月

春城學人